

## 第9 第14条第7号（独法14条5号）（事務又は事業に関する情報）

國の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に  
関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行  
為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公  
共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を  
不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害  
するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ  
すおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独  
立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するお  
それ

國の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（國の機関等）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

これらの國の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（本文）

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として法第14条第7号イからホまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することによつて、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の他にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当

性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

#### <該当するとされた例>

- ・ 本人に係るわい曲した保有個人情報等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（20-221）

公安調査庁設置法によれば、公安調査庁は、破防法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とするものとされており（公安調査庁設置法3条）、その任務を達成するため、①破壊的団体の規制に関する調査に関すること、②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査に関すること、③破壊的団体に対する処分の請求に関すること、④無差別大量殺人行為を行った団体に対する処分の請求に関すること、⑤無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置に関することなどが所掌事務として定められ（同法4条）、破防法27条又は団体規制法29条により、公安調査官は、当該各規制に関し、これらの法律の各3条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができるとされている。

上記各規定から明らかなとおり、公安調査庁は、公共の安全の確保を図るために、様々な調査活動を行っているものと認められるところ、その活動の内容、性質等にかんがみると、特定の個人が公安調査庁の調査活動の対象とされているか否かを開示した場合、公安調査庁の情報収集活動の方針、対象、関心事項等公安調査庁の情報収集活動の実態が明らかとなり、破壊的活動等を企図している者又はその関係者において、各種活動を潜在化・巧妙化させるなどの防衛措置を講じられるおそれがあるものと認められる。

このように、本件存否情報を開示した場合、公安調査庁の行う調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、さらに、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、本件存否情報は、法14条5号及び7号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

#### <該当しないとされた例>

- ・ 本人が被災した労災事故についての労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件  
労働保険番号、事業の種類、事業場の名称、事業場の所在地及びその電話番号、派遣先の事業場の名称、提出事業者の区分、事業場所在地の郵便番号、事業場の労働者数並びに事業者職氏名について

諮詢庁は、本件対象保有個人情報に記載されている当該部分は、事業者が特定されるおそれがある情報であり、これらを開示すると、事業者が報告書を提出しない、虚偽報告をする等の違法行為を行ったり、違法行為に至らなくても関係資料の提供に協力的でなくなり、労働災害防止に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当すると説明している。

しかし、これらの事業場は、審査請求人の所属事業場及び審査請求人の派遣先事業場であることが明らかであり、このことは審査請求人も既に承知していると認められるので、事業者が特定されるおそれがある情報を開示することによって、事業者が報告書を提出しない、虚偽報告といった違法行為等を行うこととなり、労働災害防止に係る事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認めることはできない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当せず、開示すべきである。

## 2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第7号イ)

(1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

### 〈該当するとされた例〉

① 税務調査関係記録（存否応答拒否）

札幌国税局資料調査課が実施した本人に係る税務調査に関する記録及び関係書類の不開示決定に関する件(18-12)

税務調査は、国税当局の判断により適時に実施されるものであり、事業を営む個人や法人に対する税務調査については、通常、1回限りのものではなく、特に非違が認められた納税者の場合には、相当期間経過後に再度税務調査が行われることも十分に想定されるものである。

以上のことからすれば、本件対象保有個人情報1のような情報を当該納税者本人に開示した場合には、当該納税者においては、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度、国税当局が同人を当該税務調査の対象に選定した理由、国税当局が行った調査の方法、国税当局が非違を発見するに至った端緒並びに当該納税者の取引先等に対する反面調査をも含めた当該税務調査の対象範囲、深度及び経過など、国税当局が把握する自らに関する情報を詳細に知り得ることとなるのは明らかである。その結果、

当該納税者が今後の自らに対する税務調査（再調査）への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ったりすることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められ、このことは本件においても同様である。

したがって、本件対象保有個人情報1は、法14条7号イの不開示情報に該当するところから、その全部を不開示とすることが相当である。

② 検査当局が特定会社の法令違反に該当するおそれのある行為を認定する根拠となった事実や判断過程等

- ・ 本人と特定会社との取引について特定財務局が調査した内容を記述した保有個人情報の一部開示決定に関する件(20-52)

・ ・ ・ ・ 検査は、当該検査の結果が公開されないという前提で行われており、検査官はこの前提の下に金融商品取引業者等との一定の協力関係を保ちながら、資料の提出や事情の聴取などを求めて、検査を行っていることが認められる。本件不開示部分に記載されている検査の結果は、金融商品取引業者等にとって極めて機微な情報を含むものであり、仮にこれが開示されることになれば、今後、金融商品取引業者等の側が検査に対して非協力的ないし消極的な態度をとり、その結果、検査事務に関し、正確な事実の把握が困難になるなど、何らかの支障が出るおそれがあることは否定できない。

これらのことにつかんがみるとき、本件における法 14 条 7 号イの事務支障の程度は実質的なものであり、その「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性を有していると言うべきである。

以上のことから、当該不開示部分は、法 14 条 7 号イに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

### ③ 答案用紙に記載された問題ごとの素点

- ・ 東京大学前期日程入学試験理科一類における本人の答案用紙の一部開示決定に関する件(18-独1)

・ ・ ・ ・ 当該入学試験に対する関心の高さと昨今の受験産業の状況にかんがみれば、当該入学試験について、受験生や予備校等ができるだけ情報を集めようすることは、容易に推測することができる。また、受験生自身には、自己の解答の内容が分かっていることから、これと問題ごとの素点を照らし合わせることにより、採点者による評価基準や採点方法を推測することは、必ずしも正確な推測ではないとしても、不可能ではないと考えられる。

これらの推測した情報を収集、集約して一部の受験生や予備校等が持つことは、これらの者やその関係者が受験対策を図る上で有利になると認められ、今後の入学試験事務に関し、同大学による受験生の能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあると認められる。

さらに、上記のような推測に基づく受験対策が広まった場合、大学側においては、受験生の能力を的確に把握するために、こうした受験対策のみでは容易に対応できない問題を作成する必要に迫られることが推測できる。したがって、結果的に大学側の出題範囲が制限され、問題の作成方法にも影響を与えるおそれがあるという諮問庁の説明に、特段不合理な点はない。

よって、本件対象保有個人情報のうち、異議申立人が開示すべきであるとする本件答案用紙に記載された問題ごとの素点については、これを開示することにより、入学試験事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 14 条 5 号柱書き及び同号ハに該当すると認められるので、当該部分を開示としたことは、相当である。

### ④ 特定日に本人が特定労働基準監督署に行った申告に関する申告処理台帳等の一部開示決定に関する件(19-113)

処理経過欄のその余の部分の記載及び⑩備考欄の記載は、労働基準監督署における申告処理に係る調査の手法や、申告された情報の着目度等が明らかとなる情報であると認められることから、これらを開示すると、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、3 号イ及び 5 号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

### 〈該当しないとされた例〉

#### ○ 本人が承知しているもの

- ・ 本人に係る滞納整理事務の不開示決定に関する件(18-44)

・ · · · · このため、審査請求人と特定税務署担当者との会話を記録した部分及び事務処理に関する事項のうち、両者のやり取りの経緯の記録部分については、審査請求人が承知している情報であって、記載内容に誤りがあるとも認められないことから、これらの部分を開示したとしても、諮詢庁の説明する滞納整理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、個人情報保護法14条7号イの不開示情報に該当せず、開示が妥当である。

#### 3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第7号ロ)

##### (1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

##### (2) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については不開示とするものである。

#### 4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(第7号ハ)

国の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探求すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるために従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に發揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

#### 5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第7号ニ)

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事務）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人

事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

#### 〈該当するとされた例〉

##### ○ 本人に明らかにすることを前提としていない情報

- ・ 本人が岐阜大学に提出した能力評価表（自己評価表）の不開示決定に関する件（18-独2）

・・・・岐阜大学が平成16年9月に実施した能力評価制度（自己評価制度）は、上記諮詢庁の理由説明書、口頭説明及び試行対象の各職員あて実施通知文書からみて、平成17年4月に予定していた新人事評価制度の本格実施に先立ち、その円滑・有効な運用の確保等を目的として試行的に実施したものと認められるが、平成17年度から実施されている制度とは異なり、評価結果を被評価者（本人）にフィードバックすることは全く想定しておらず、各職員もそのように受け止めていたと思われ、また、このことから、一次評価者も自身が記載した評価内容が被評価者（本人）に開示されることは想定せずに記載・表現していると考えられる。

このため、当該部分を本人に開示すると、結果として職場全体の業務遂行に影響が及ぶとともに、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとの諮詢庁の説明は、合理的なものと考える。

したがって、当該部分は、法14条5号へに該当し、不開示とすることが相当である。

#### 〈該当しないとされた例〉

##### ○ 特定刑務所における職員の転勤関係書類

- ・ 本人に係る特定日に特定行刑施設の所長から特定矯正管区第一部長あてに送付された「投書に関する調査（回報）」等の一部開示決定に関する件（18-20）

・・・・既に開示されている「本人に対する異動内報告知に関する記録」等の文書に記載された情報から、特定刑務所においては、審査請求人に対し、特定時期に、転勤の意思確認をし、その結果を踏まえ、審査請求人を複数の転勤候補者のうちの一人として名古屋矯正管区に推薦していたことは明らかなことから、審査請求人を含む転勤候補者名簿等の書類が上級行政機関である名古屋矯正管区長に提出されるることは、審査請求人は承知していたものと認められるため、当該書類が存在し、名古屋矯正管区に提出された旨が記載されている「3 実情及び調査結果（1）」の1行目から4行目までの部分及び「3 資料（1）」の部分については、これを開示しても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

したがって、不開示とされている、文書1の「3 実情及び調査結果（1）」のうち、1行目から4行目までの部分及び「3 資料（1）」の部分については、法14条7号ニの不開示情報に該当せず、開示が妥当である。

#### 6 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（ホ）

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第14条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は法第14条第3号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

### 〈該当しないとされた例〉

#### ○ 大学病院が行政指導を受けたという情報

本人に係る広島大学病院に対しての指導と返還等の指示事項等の一部開示決定に関する件(18-6)

・・・・・ しかしながら、仮に広島大学病院が広島社会保険事務局等から特定個人の保険診療の内容について行政指導を受けたという事実の有無が明らかになったとしても、それのみでは医療機関としての広島大学病院の信用が大きく損なわれるなど広島大学病院の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、広島大学病院が行政指導を受けたという事実の有無を示すことは、法14条7号ホの不開示情報に該当するとは認められない。

したがって、法14条7号ホの不開示情報を開示することになるため法17条の規定により、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとする諮問庁の主張は認められない。

・・・・・ 当審査会において見分したところ、「指示事項」には、広島社会保険事務局が審査請求人に係る広島大学病院の施設基準（診療報酬）の算定誤りを指摘し、返還手続の実施を求めた旨が記載されているものと認められる。

諮問庁は、広島大学病院が行政指導を受けたことを明らかにすることは、当該医療機関の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法14条7号ホに該当すると説明する。

しかしながら、上記2で判断したとおり広島大学病院が行政指導を受けたという情報は、法14条7号ホの不開示情報に該当するとは認められない。また、本件対象保有個人情報は、広島社会保険事務局が審査請求人からカルテ等の情報提供を受け広島大学病院について確認調査を行い、施設基準（診療報酬）の算定誤りについて指示を行ったことに関するものであり、広島社会保険事務局が審査請求人の保険請求の内容に限って調査を行い、当該病院に返還手続の実施を求めていることからすれば、本件対象保有個人情報を審査請求人に開示したとしても、広島大学病院の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報は、法14条7号ホの不開示情報に該当するとは認められず、開示すべきである。

### 7 その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

### 〈該当するとされた例〉

#### ① 薬事・食品衛生審議会副作用被害判定部会の議事録

・ 本人に係る薬事・食品衛生審議会副作用被害判定部会の議事録の一部開示決定に関する件(17-2)

・・・・・ 医薬品副作用被害の判定に当たっては、判定部会の委員が率直な意見を交換するとともに、議論の中立性が確保されることが必要であり、また、判定の結果により、救済給付の支給が決定されることにかんがみると、本件判定事案についての判定部会における意思決定は既に終了しているものの、上記①及び②の部分を委員の氏名とともに開示することになれば、判定部会における今後の審議において、救済給付請求者等に自分の意見が明らかになることを意識した委員が救済給付請求者等にとって不利益な発言を控えたり、委員及び事務局が率直な発言を控え、あらかじめ用意した発言メモに基づいて意見を述べるにとどまるなど、委員等による率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、厚生労働省が行う医薬品副作用被害の判定の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると

認められ、同条6号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(注) 事案処理型審議会について該当するものである。

② 国家公務員II種試験における個別面接評定票

- ・ 国家公務員採用II種試験における本人の個別面接評定票の一部開示決定に関する件(17-5)

i) 3名の試験官の氏名

・・・・・人物試験における評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、試

験官が受験者との面接の過程で自由に記録を記載し、面接で観察したことや感じたことに基づいて率直な評定及び判定を行い得る状況が前提となっていると認められる。

当該面接を担当した試験官の氏名が開示されれば、人物試験の結果に納得しない受験者等から当該試験官に対して、評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、試験官による受験者に対する適切な評価を困難にするなど、人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

ii) 受験者との面接の際の各試験官による評定項目ごとの気づいた点や感じた点についての記録

・・・・・受験者との面接の際の各試験官による評定項目ごとの気づいた点や感じた点についての記録が開示されれば、諮問庁が説明するとおり、記録の内容における表面的な不一致や表現上の不適切さ等が指摘されたり、記録の内容に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、試験官が記録そのものを控えたり、一般的な表現に差し替えるなど、面接評価に係る記載内容が形がい化、空洞化し、受験者に対する適切な評価を困難にするなど、人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

③ 労働基準監督署の担当調査官が被災労働者の所属事業場の関係者から聴取した内容の要約

- ・ 本人に係る実地調査結果復命書等の一部開示決定に関する件(19-76)

・・・・・労働基準監督署の担当調査官が被災労働者の所属事業場の関係者から聴取した内容の要約が、聴取対象者の氏名とともに記載されている。これらを開示することとした場合、聴取対象者が、労災請求人である開示請求者からの批判等をおそれ、聴取対象者自身が認識している災害発生に係る事実関係について直接的な供述を行うことをちゅうちょし、労災請求人側又は所属事業場側いずれか一方不利になる供述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるとの諮問庁の説明は、その限りで首肯できるものであり、労働基準監督署における労災認定の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当、同条2号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。